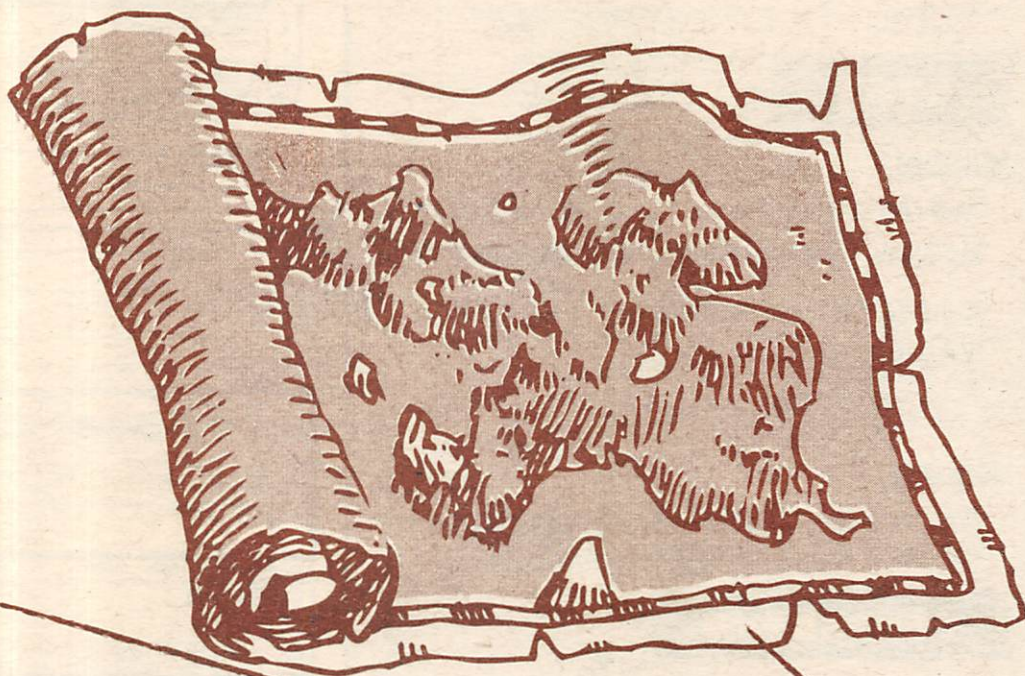


きらりとてくてく

第32号

特集

ハローワーク求人票の見方





直接行く	Web 利用
専門援助部門	ハローワークインターネットサービス



きりとてとてく、今回はハローワーク求人の方についての特集です。就職活動の方法は色々ありますが、最もスタンダードな方法はハローワークを通じた活動かと思います。たくさんの情報が書かれてあるため、全ての項目の解説は出来ませんが、特に見落としがちなポイントについて解説します。

(障) 求人票には一般の求人と障害者専用求人があります。
(障)というの(障害者専用求人)であることを現わしています。
障害者手帳のコピーをハローワーク窓口へ提出し、登録をすると、障害者求人への応募が可能になります。

仕事内容

雇用形態

フルタイム：正社員や正社員と同じ就業時間の従業員を募集する場合、雇用形態に関わらずフルタイム求人になります。

パートタイム: 正社員より就業時間が短い従業員を募集する求人はパートタイム求人になります。

* 注意 月給制 = フルタイム、時給制 = パートタイム
ではありません。

就業場所

実際に働く場所です。左側の所在地(本社などがある場所)と違う場合もあるので、よく確認をしましょう。

その他の労働条件等

加入保險

パートタイム求人の場合、労働条件によって加入できる保険とできない保険があります。

(雇用) 失業した場合などに支給される保険

(労災) 業務上の病気・ケガなどの場合に支給される保険

(健康) 業務外の病気・ケガなどの場合に支給される保険

(厚生) 老齢になった場合、障害が残った状態となった場合、死亡した場合などに支給される年金保障

[illegible][illegible]

賃金・手当労働時間

通勤手当

実費（上限なし）：実際に通勤にかかる費用を全額支給

実費（上限あり）：上限額を限度に、実際に通勤にかかる費用を支給

昇給・賞与

昇給とは、企業が従業員の年齢や勤続年数、仕事の成果などに応じて賃金を上げる制度のことです。賞与は、毎月の定期給与とは別に支給される「一時金」「特別手当」のことを指し、一般的には「ボーナス」とも呼ばれ、夏と冬の年2回支給する企業が多いです。

労働時間

(シフト制)と記載がある場合は複数の時間帯が記載されているときがあります。どの時間の勤務もあり得る場合や、その時間の中から選択して勤務する場合などがあるので、応募前に確認するといいいでしょう。

求人に関する特記事項

応募にあたっての必要書類、加入保険についてなどさまざまなことが記載されています。

例① 就労継続支援A型事業所と記載がある場合があります。福祉サービスの申請など通常の障害者雇用の求人とは違いがあります。

例② 障害者トライアル雇用併用求人

約3～6か月の試用雇用を通じて、企業と本人との間で理解を深め、継続雇用をめざす制度です。働いてみなければわからない職場の雰囲気や詳しい業務内容を、実際に体感することができる制度です。



今号では求人票の見方についてみてきました。

ハローワーク窓口では応募前の相談や、詳細の問い合わせなども行っているのわからないことがあれば聞いてみましょう。求人票に書かれていることが全てではないので、聞いてみるとわかることもたくさんあります。

また、実際に働き始めてから求人票に記載されている内容と違うなど、困ったことがあった際にもハローワークへの相談が可能です。こうした点は、ハローワークを利用し就職活動をする大きなメリットではないでしょうか。求人を検索する際、自分の希望条件に合いそうなものを見つけると、つい気持ちも焦ってしまうかもしれませんが、しっかり吟味をする意味でも今回の特集が参考になればと思います。

紙面に載せられませんでした、求人票には他にもたくさんの情報があります。

続きはWeb『別冊 きらりとてくてく』に記載いたしましたので、そちらもご覧ください！



バックナンバーはこちらから

きらりとてくてく

検索



次号予告

次号は「民間障害者職業紹介サービス」をテーマにする予定です